

# 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた追加支援を行います。

- 対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、16日以上（5月12日から31日までの間）休業していた県内の中小企業・個人事業主
  - 支給額 1事業者につき10万円
  - 受付期間 6月1日(月)～7月17日(金)
  - 申請方法 電子申請を原則とします(郵送も可)。
- 詳細は、県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/coronashientsuika.html>



問合せ 中小企業等支援相談窓口 ☎048-830-8291

## 医療受給者証の有効期間の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了するかたについて、現在お持ちの受給者証の有効期間が自動で1年間延長されます。

詳細については、県からのお知らせやホームページなどをご確認ください。

指定難病について▶

問合せ 県疾病対策課 ☎048-830-3562

小児慢性特定疾病について▶

問合せ 県健康長寿課 ☎048-830-3561

## ストップ! 誤解、偏見、差別

感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭ったかたからの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

▶法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル をご覧ください。



法務省チャンネル

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 検索

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

相談する

人権メッセージキャラクター AKINもる君 AKINあみちゃん

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>  
(パソコン、スマートフォン共通)  
下のQRコードを読み込んでください